

# 各務原市特定家畜伝染病防疫現地対策本部設置要綱

(平成22年6月3日決裁)

## (設置)

第1条 各務原市における特定家畜伝染病（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2第1項に規定する特定家畜伝染病をいう。以下同じ。）の発生の予防及びまん延の防止に係る対策の推進を目的として、各務原市特定家畜伝染病防疫現地対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 特定家畜伝染病の防疫に関すること。
- (2) 関係機関との連絡及び調整に関すること。
- (3) 特定家畜伝染病に関する市民への啓発に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、本部が特定家畜伝染病の防疫等に関し必要と認めたこと。

## (組織等)

第3条 本部は、本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、副市長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 本部長は、本部を代表し、その事務を総括する。

## (会議)

第4条 本部長は、必要に応じて本部の会議を招集し、会議の議長となる。

## (関係職員の出席)

第5条 本部長は、必要があると認めたときは、関係職員等の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

## (庶務)

第6条 本部の庶務は、各務原市産業活力部農政課において行う。

## (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

## 附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 2 7 日決裁）

（施行期日）

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

（各務原市高病原性鳥インフルエンザ現地対策本部設置要綱等の廃止）

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

（1）各務原市高病原性鳥インフルエンザ現地対策本部設置要綱（平成 2 3 年 1 月 2 8 日決裁）

（2）各務原市豚コレラ現地対策本部設置要綱（平成 3 0 年 1 2 月 2 1 日決裁）

別表（第 3 条関係）

|                                                                                         |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 市長公室長<br>企画総務部長<br>市民生活部長<br>健康福祉部長<br>産業活力部長<br>都市建設部長<br>水道部長<br>教育長<br>議会事務局長<br>消防長 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|